

地方公共団体に対する土地政策推進連携協議会を活用した支援について

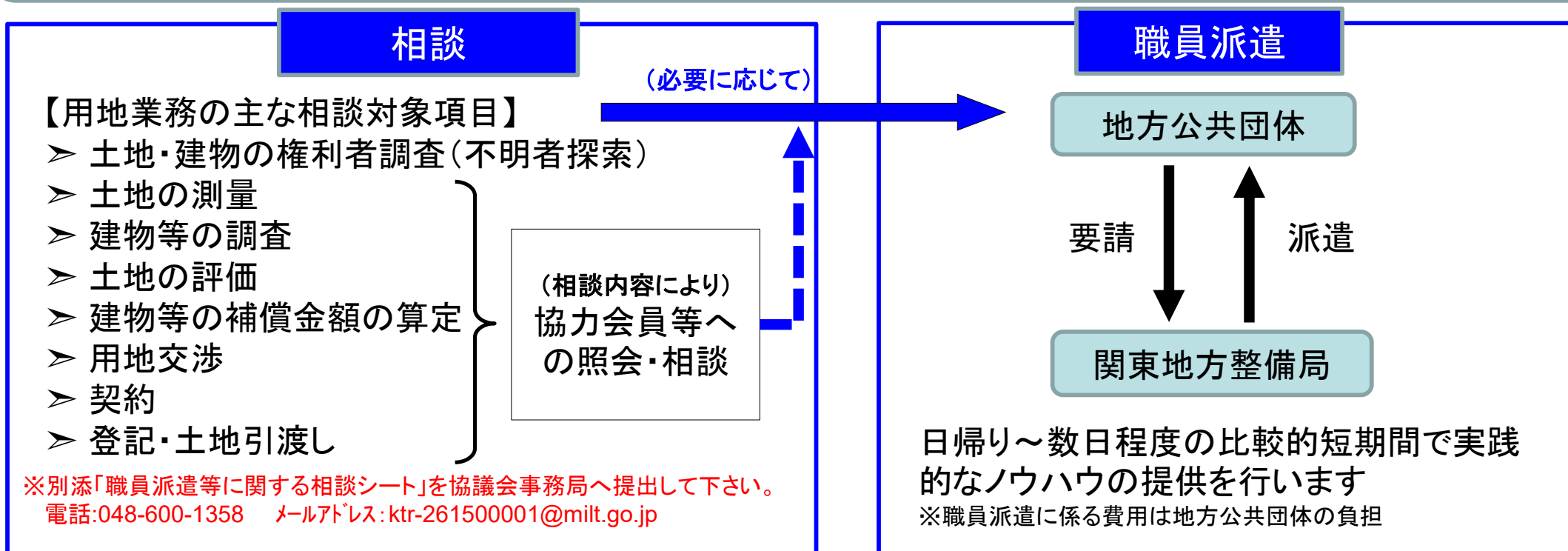
土地所有者等の探索に関する具体的な方法、進め方など、専門的な知識を習得する必要がある場合、所有者不明土地法に基づく国土交通省の職員派遣により、地方自治体を支援します。

○相談

「関東地区土地政策推進連携協議会」事務局（関東地方整備局用地部用地企画課）を窓口として、所有者不明土地の権利者探索、外部専門家へのアウトソーシングの活用助言など用地業務の相談を受け付け、協議会構成員が一体となり、地方公共団体を支援します。（相談内容に応じて構成員である協力会員等へ照会します。）

○職員派遣（法第41条・第42条）

所有者不明土地法第41条を基に、地方公共団体から要請があった場合、地方整備局職員を地方公共団体へ派遣し、所有者探索に関する専門的な知識の提供にあたります。



関東地区土地政策推進連携協議会

会 員

関東地方整備局
(事務局 用地部)

協議会のマネジメント等

東京法務局

登記制度に関する情報の提供

都・県・政令市

管内市町村との連絡調整

設立目的

- 所有者不明土地法の円滑な施行
- 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

主な活動内容

- ・会員等による相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講習会・講演会の開催
- ・所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報提供及び支援(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市区町村の所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度等)
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な施行のための情報提供及び支援

情報共有
意見交換

協力会員

関東弁護士会連合会

関東ブロック司法書士会協議会

埼玉県行政書士会

埼玉土地家屋調査士会

関東甲信不動産鑑定士協会

(公社)
東京都不動産鑑定士協会

(一社)
日本補償コンサルタント協会
関東支部

(公社)
埼玉県宅地建物取引業協会

(公社)
全日本不動産協会東京都本部

支援・連携

支援ニーズ

特別会員

市町村等

講習会等
による支援

職員派遣要請書

年 月 日

関東地方整備局長 様

都県知事
市区町村長 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第57条の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があることから、貴局に所属する職員の派遣を下記のとおり要請します。

記

1. 事業の種類及び内容
2. 派遣を要請する理由
3. その他職員の派遣について必要な事項

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
3. 「派遣を要請する理由」は、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。
4. 「その他職員の派遣について必要な事項」は、派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数、職員派遣に係る旅費等の費用を地方公共団体が負担する等を記載するものとする。
5. 事業に関する参考資料・図面等があれば添付するものとする。